

平成30年度 委託研究契約事務処理説明書(SIP版) 主な改定事項リスト

連番	区分	企業等		項目 (事務処理説明書上の見出し名等)	改定概要
1	共通	P3		お問合せ・書類提出先	「レジリエントな防災・減災機能の強化」のお問合せ・書類提出先を、契約部研究契約室へ変更。
2	共通	P10	Ⅱ 3 2)	変更契約書	変更契約書の締結が必要な事項に「研究担当者の変更」と「その他」の項目を追加。
3	企業等	P15	Ⅲ 3 2)③iii-2	兼業者の取扱い	兼業者(月給制・年俸制)における人件費計上の際に、作業月報の作成を不要とし、作業日誌のみで足るものとする。併せて、雇用形態別必要書類の表内も修正。
4	共通	P18	Ⅲ 3 5)②※	不課税取引等	不課税取引の例示に「d. 内部取引での調達」を追記。
5	共通	P19	Ⅲ 3 5)④	委託研究実施の過程で発生した収入の取扱い	委託研究契約期間中に収入が発生した場合、その対応についてJSTに速やかにご相談いただくことを追記。 また、納入遅延金のJSTへの返還に係る記載を削除。
6	企業等	P20	Ⅲ 3 5)⑦	物品・役務等の調達に係る競争原理の導入	選定理由書の作成時期について「発注前」を追記。
7	共通	P26	Ⅲ 6 3)	銀行口座の取扱いについて	JSTにより専用口座の開設を求める場合がある旨の記載を削除。 なお、平成29年度までに開設済の専用口座を引き続き使用することは妨げない。
8	共通	P28	Ⅲ 8 4)	証拠書類に関する留意事項	研究者等の負担軽減と研究支援業務に関する事務の効率化を目的として、文部科学省からの事務連絡URLを追加。

連番	区分	企業等		項目 (事務処理説明書上の見出し名等)	改定概要
		P	III		
9	企業等	P29	III 9 2)② ii) ※	物品等の取扱い	資産取得毎にPDFでご提出いただく書類について、従来の「(中略)・検収日(納品日)が確認できる納品書等」という説明を「(中略)・検収日が確認できる納品書と請求書」に修正。
10	企業等	P29	III 9 2)② ii) ※	物品等の取扱い	JST帰属の取得物品又は提供物品に改造(資本的支出に該当するもの)を加える場合、「その都度」ご相談いただくことを明記。
11	共通	P37	III 12	委託研究費の返還	原則、第3四半期までに委託研究費の不用が判明し、JSTにご連絡いただける場合は「返還連絡書は不要」であることを明記。
12	共通	P40	III 17 2)	ライフサイエンスに関する研究等について	国の指針の更新や新設を本説明書にも反映。
13	共通	P40-41	III 17 3)	安全保障貿易管理について	キャッチオール規制やリスト規制の対象物の修正等、文章全体の更新。
14	共通	P44	IV 3 2)(*1)	JSTへの通知が必要な場合	注記に共同出願の際は、出願人毎に提出する旨をを追記。
15	共通	P44	IV 6	JSTとの委託研究契約終了後の知的財産権の報告義務について	日本版バイ・ドール制度における契約終了後の知財報告義務について追記。

※上記の他、文意に大幅な変更の無い修正やURLの更新等があります。